

平成18年11月24日

各 位

会社名 西尾レントオール株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西尾 公志  
(コード番号9699 大証第一部)  
問合せ先 取締役本社 新田 一三  
管理部門管掌  
(TEL. 06-6251-7302)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年11月22日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年12月20日開催予定の第48回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第2条(目的)につきましては、事業の多様化に対応するため、目的の追加を行なうものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)(以下、「整備法」という。)が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、現行定款の一部を次の理由により、以下のとおり変更を行なうものであります。
  - ① 整備法の規定に基づき、以下の事項について定款の定めがあるとみなされた事項に関し、所要の変更を行なうものであります。
    - ・ 取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の規定を新設。(変更案第4条)
    - ・ 株券を発行する旨の規定を新設。(変更案第7条)
    - ・ 名義書換代理人から株主名簿管理人へ名称を変更。(変更案第13条)
  - ② 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利の範囲を規定するため、変更案第10条(単元未満株式についての権利の制限)を新設するものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう、変更案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
  - ④ 議決権の代理行使を行なうことができる代理人の員数を明確にするため、変更案第18条(議決権の代理行使)に代理人の員数を規定するものであります。
  - ⑤ 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を行なうことができるよう、変更案第28条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
  - ⑥ 会社法第427条第1項の規定により、社外監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第39条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。
  - ⑦ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
  - ⑧ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行なうものであります。
  - ⑨ 上記変更に伴う条数の変更を行なうものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年12月20日(水)  
定款変更の効力発生日 平成18年12月20日(水)

以上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (商号) 当社は西尾レントオール株式会社と称し、英文では、NISHIO RENT ALL CO.,LTD.と表示する。	第 1 条 (商号) (現行どおり)
第 2 条 (目的) <u>1.</u> } ) (条文省略) <u>29.</u> } ) (新設) <u>30.</u> } <u>31.</u> } (条文省略)	第 2 条 (目的) <u>(1)</u> } ) (現行どおり) <u>(29)</u> } <u>(30)</u> } 警備業 <u>(31)</u> } <u>(32)</u> } (現行どおり)
第 3 条 (本店の所在地) 当社は本店を大阪市に置く。	第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)
(新設)	<u>第 4 条 (機関)</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
<u>第 4 条 (公告の方法)</u> 当社の公告は、電子公告により行う。 ただし、 <u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u>	<u>第 5 条 (公告方法)</u> 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、 <u>事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<u>第 5 条 (発行する株式総数)</u> 当社の発行する株式の総数は <u>51,335,700 株とする。</u> <u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u>	<u>第 6 条 (発行可能株式総数)</u> 当社の発行可能株式総数は、 <u>51,335,700 株とする。</u>
(新設)	<u>第 7 条 (株券の発行)</u> 当社は、株券を発行する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（自己株式の取得）</p> <p>当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>第8条（自己株式の取得）</p> <p>当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>
<p>第7条（1単元の株式の数および単元未満株券の不発行）</p> <p>当社の<u>1単元の株式の数は100株とする。</u></p> <p>2.当社は<u>1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>第9条（単元株式数および単元未満株券の不発行）</p> <p>当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>2.当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第10条（単元未満株式についての権利の制限）</p> <p>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>（2）取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p><u>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第8条（株券の種類）</p> <p>当社の発行する株券の種類は<u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第11条（株券の種類）</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第9条（株式取扱規程）</p> <p>当社の株式の名義書換、実質株主名簿の作成、<u>実質株主通知の受理、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り、株券喪失登録その他株式に関する取扱については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第12条（株式取扱規程）</p> <p>当社の株式に関する手続きおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>第10条（名義書換代理人）</p> <p>当社は<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2.<u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</u></p> <p>3.<u>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えておき、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り、株券喪失登録および届出受理等に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを扱わない。</u></p>	<p>第13条（株主名簿管理人）</p> <p>当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2.<u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3.<u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>第 11 条 (基準日)</u>  <u>当社は毎営業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主 (実質株主を含む。以下同じ。) をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u>  <u>2.前項のほか、定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合には、取締役会の決議によって、予め公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p><u>第 12 条 (招集)</u>  <u>定時株主総会は毎年決算期日の翌日より 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合随時これを招集する。</u></p>	<p><u>第 14 条 (招集)</u>  <u>定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合随時これを招集する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 15 条 (定時株主総会の基準日)</u>  <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p>
<p><u>第 13 条 (招集者および議長)</u>  <u>株主総会は取締役社長が招集し議長となる。</u>  <u>2.取締役社長に事故あるときは予め取締役会において定める順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p><u>第 16 条 (招集者および議長)</u>  (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p><u>第 14 条 (議決権の代理行使)</u>  <u>株主が代理人に委任してその議決権を行使しようとする場合はその代理人は当社の議決権を有する株主であることを要する。</u>  <u>2.代理人によって議決権を行使する場合には、総会毎に、株主または代理人は、代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>第 18 条 (議決権の代理行使)</u>  <u>株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u>  2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 15 条 (決議の方法)</u> 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>2. <u>商法第 343 条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行なう。</u></p>	<p><u>第 19 条 (決議の方法)</u> 株主総会の決議は、<u>法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行なう。</u></p>
<p><u>第 16 条 (議事録)</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印するものとする。</p> <p>2. <u>株主総会の議事録はその原本を決議の日から 10 年間本店に備置き、その謄本を 5 年間支店に備置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p><u>第 17 条 (員数)</u> 当社の取締役は 15 名以内とする。</p>	<p><u>第 20 条 (員数)</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第 18 条 (選任方法)</u> 取締役は株主総会において選任する。ただし取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p><u>第 21 条 (選任方法)</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第 19 条 (選任決議)</u> 取締役の選任決議は<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</u></p>	<p><u>第 22 条 (選任決議)</u> 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</u></p>
<p><u>第 20 条 (任期)</u> 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠または増員によって選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期満了の時までとする。</p>	<p><u>第 23 条 (任期)</u> 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p><u>第 21 条 (報酬および退職慰労金)</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p><u>第 24 条 (報酬等)</u> 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議をもって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 22 条</u> (代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>当社は取締役会の決議により取締役社長 1 名をおき、その他必要により取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名おくことができる。</u></p> <p>2.<u>取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統轄する。</u></p> <p>3.<u>取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選任することができる。</u></p>	<p><u>第 25 条</u> (代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2.<u>取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p>
<p><u>第 23 条</u> (取締役会の招集者および議長)</p> <p>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2.取締役社長に事故ある時は予め取締役会において定める順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p><u>第 26 条</u> (取締役会の招集者および議長)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p><u>第 24 条</u> (招集手続)</p> <p>取締役会を招集するには各取締役および監査役に対し、会日の 3 日前に通知を発するものとする。ただし、取締役および監査役員全員の同意があるときは招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p>	<p><u>第 27 条</u> (招集手続)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p><u>第 25 条</u> (決議)</p> <p><u>取締役会の決議は取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを行なう。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 28 条</u> (取締役会の決議の省略)</p> <p><u>当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 26 条 (議事録)</u>  <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印するものとする。</u>  <u>2.取締役会の議事録は決議の日から10年間本店に備置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 27 条 (取締役会規程)</u>  取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めあるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。</p>	<p><u>第 29 条 (取締役会規程)</u>  (現行どおり)</p>
<p><u>第 28 条 (相談役)</u>  取締役会はその決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。</p>	<p><u>第 30 条 (相談役)</u>  (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p><u>第 29 条 (員数)</u>  当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p><u>第 31 条 (員数)</u>  (現行どおり)</p>
<p><u>第 30 条 (選任方法)</u>  監査役は株主総会において選任する。</p>	<p><u>第 32 条 (選任方法)</u>  (現行どおり)</p>
<p><u>第 31 条 (選任決議)</u>  監査役の選任決議は<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</u></p>	<p><u>第 33 条 (選任決議)</u>  監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</u></p>
<p><u>第 32 条 (任期)</u>  監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  2.補欠によって選任された監査役の任期は前任者の任期満了の時までとする。</p>	<p><u>第 34 条 (任期)</u>  監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2. (現行どおり)</p>
<p><u>第 33 条 (報酬および退職慰労金)</u>  監査役の<u>報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p>	<p><u>第 35 条 (報酬等)</u>  監査役の<u>報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>
<p><u>第 34 条 (常勤監査役)</u>  監査役はその互選により常勤監査役を1名以上おこななければならない。</p>	<p><u>第 36 条 (常勤監査役)</u>  監査役会は、その決議をもって常勤監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 35 条 (招集手続)</u>  監査役会を招集するには各監査役に対し、会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p>	<p><u>第 37 条 (招集手続)</u>  (現行どおり)</p>
<p><u>第 36 条 (決議)</u>  監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行なう。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 37 条 (議事録)</u>  監査役会における議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印するものとする。  2.監査役会の議事録は決議の日から10年間本店に備置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 38 条 (監査役会規程)</u>  監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p><u>第 38 条 (監査役会規程)</u>  (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 39 条 (社外監査役との責任限定契約)</u>  当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第 6 章 計算</p>	<p>第 6 章 計算</p>
<p><u>第 39 条 (営業年度および決算期日)</u>  当社の営業年度は、毎年 10 月 1 日より翌年 9 月 30 日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</p>	<p><u>第 40 条 (事業年度)</u>  当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。</p>
<p><u>第 40 条 (配当金ならびに中間配当)</u>  当社の株主配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者に支払うものとする。  2.当社は取締役会の決議をもって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配 (中間配当という。) をすることができる。</p>	<p><u>第 41 条 (期末配当、中間配当および基準日)</u>  当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。  2.当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 41 条 (除斥期間)</u></p> <p><u>株主配当金 (中間配当金を含む。) が支払開始の日から、満 3 ヶ年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>第 42 条 (配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>

以上